

平成 27 年 10 月 22 日
総務省 九州管区行政評価局

ハローワークでの育児休業給付金の支給対象期間の延長手続等の改善

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん —

総務省九州管区行政評価局(局長 ^{つの たゆういち} 角田 祐一)は、下記の行政相談について、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議(座長 石森久広 西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)に諮りました。

その検討結果を踏まえ、本日、厚生労働省福岡労働局に対し、下記のとおりあっせんを行いました。

また、子育て支援が重要な政策課題であることから、特に、「行政苦情救済推進会議の所見」が表明されました。

【行政相談の要旨】

育児休業給付金の支給対象期間の延長について、ハローワークに相談したところ、福岡市に申し込んだ保育所の利用開始希望日が子の1歳の誕生日後となっていることを理由に認められなかった。当該日付だけを形式的な判断材料として、延長を認めてくれないことには納得がいかない。

【制度の概要】

雇用保険制度に基づく育児休業給付金の支給対象期間の延長が認められるためには、

- 1 子が1歳に達した日後の期間について、市町村の認可保育所に入所を申込んだものの、入所できなかったとする市町村の証明(書類)が必要
- 2 当該書類上の保育所の利用開始希望日は、1歳の誕生日かそれ以前の日付でなければならない。

【当局の調査結果】

- 1 同一のハローワーク内において、支給対象期間延長手続に係る取扱いが異なる状況がみられた。

相談内容のとおり、市が発行した保育所に入所できないとする書類のみをもって延長を認めていないものがみられる一方で、同書類以外の書類(注)を勧案し、延長を認めているものがみられた。

(注) ハローワークからの助言を受けた保育所の入所申込みを行っていない被保険者からの要請を受けて、申込みを行わなかった理由及び行っていたとしても入所できていなかったことを記載した文書を別途、作成している自治体もあり。

- 2 被保険者等が支給対象期間の延長手続を的確に把握しがたい状況がみられた。

ハローワークが被保険者に配布しているチラシを見ると、利用開始希望日が子の1歳の誕生日後の日付の場合、延長が認められないとは明記されていない。

【行政苦情救済推進会議の主な意見】

- 1 支給対象期間の延長を希望する者にとって、同延長が認められなくなる重大な不利益を生じることのないよう、育児休業給付金制度の趣旨に照らした柔軟で適切な運用を行うべきである。
- 2 国民にとって、給付金制度の手続は難しく、理解しにくいものであることから、同制度を周知する場合は、誰が見ても分かりやすい表現にする必要がある。

【福岡労働局に対するあっせん内容】

- 1 ハローワークに対し、保育所の利用開始希望日が子の1歳の誕生日後の日付となっている場合、市町村にその理由等を確認するなどの措置を講ずるよう指導するとともに、研修会等を通じ、その適正な取扱いの徹底を図ること。
- 2 被保険者に配布している制度案内のチラシ等について、分かりやすい記述とすること。
- 3 事業主(事務担当者)に対し、支給申請手続の機会等を通じ、支給対象期間を延長できる場合の要件について、再度、周知の徹底を図ること。

【行政苦情救済推進会議の所見】

本相談に関連して、「行政苦情救済推進会議の所見」として、次の事項が表明されました。

「子育て支援が、現在の重要な政策課題であることから、育児休業や保育などを始めとする諸制度は、未来を担う子供たちを育てる制度となるよう関係行政機関相互に連携していくものになることが極めて重要である。」

(参考)

【行政苦情救済推進会議とは】

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されている。

【行政苦情救済推進会議の構成員】

石森 久広	(西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授 (座長))
久留 百合子	(消費生活アドバイザー)
池内 比呂子	(一般社団法人福岡中小企業経営者協会副会長)
浅野 秀樹	(弁護士)
井上 裕之	(西日本新聞社論説委員長)
三木 和信	(福岡行政相談委員協議会会長)
高木 直人	(公益財団法人九州経済調査協会理事長)

担当: 首席行政相談官 え ら かずひろ 恵 良 和 宏
電話: 092-431-7136